

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：32668

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330139

研究課題名（和文） 学校における修復的対話プログラム導入に関する研究

研究課題名（英文） A Study on Introduction of Restorative Justice Program in a School Setting.

研究代表者

山下 英三郎（Eizaburo Yamashita）

日本社会事業大学・社会福祉学研究科・特任教授

研究者番号：90350173

研究成果の概要（和文）：本研究はわが国においては、まだ馴染みのない修復的対話プログラムの学校現場への導入を図ることを目的としている。三年間にわたる研究の初年度である平成 21 年度は、海外の学校（アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド）における修復的対話プログラムの実施状況を視察すると共に、文献及び資料の収集に焦点を当てた。

二年目で当該年度である平成 22 年度は、当初の計画通り、修復的対話プログラムを紹介するための DVD 教材と、テキスト・リーフレットの作成を行った。

DVD では、修復的対話プログラムの基本的な概念と対話の進め方について説明するだけでなく、架空の事例を実際に演じ対話を進行させるという方法を取り、できるだけ分かりやすいように工夫をした。また、リーフレットについても文字による説明は必要最小限度に留め、イラストを多用することによって手に取りやすく、かつ理解しやすいような内容にした。

そして 3 年目には、東日本大震災によって被災した小学校教員に対するコンファレンスの実施と研究報告書の発行を行った。

これらの活動を通して、いじめや学級崩壊・学校と家庭との間に生じるトラブルを解決するための新たな方法を提案することができたと考えられる。特に、対立的ではなく、平和的なアプローチによる問題解決の方法は、安心で安全な学校環境づくりに寄与することができる可能性を有すると思われる。

研究成果の概要（英文）：This three-year study was to project to introduce a restorative justice program into the Japanese school setting. The first year, 2009, the overseas visits were carried out to observe restorative practices in schools of United States of America, Canada, England, Australia and New Zealand. And efforts were made to collect relating literature and documents as well. In 2010, the second year, two kinds of educational materials, a DVD video and a textbook, were brought about in order to enlighten about restorative practices among school staffs and social work professionals.

Conference was performed for teachers in an elementary school where some children and their parents were victimized by the huge earthquakes and Tsunami in Iwate prefecture in the third year, 2011. Also the final report of the study was published, which mainly focused on the overseas grapples regarding restorative justice in the school setting. It is hoped that the above efforts made possible to suggest a new way to resolve conflicts such as bullying, dis organized classrooms and troubles between school and home. Particularly, a conflict resolution model with a non-contending and peaceful approach is to regarded as to have a potential to contribute to create a sound and safe school environment.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2010年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	8,100,000	2,430,000	10,530,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：スクールソーシャルワーク・コンファレンス

1. 研究開始当初の背景

(近年、刑事司法の分野で通常の刑事司法手続きとは別に、被害者と加害者の対話を通して和解を図る修復的司法が注目されている。修復的司法は1970年代末にカナダでの試みに端を発し、その後急速に欧米諸国を中心に広がりつつあるが、もともとはアメリカ先住民やハワイ人、ニュージーランドのマオリ族など世界各地の先住民族がコミュニティ内で生じたコンフリクト(対立・トラブル・紛争)解決手段として用いられていた方法であり、それを現代的な形にアレンジしたものである。

修復的司法とは、生じた損害を適正な状態にするということを意味するが、それは当事者だけではなく関係者も参加するコンファレンスという対話によって取り組みがなされる。その対話を行うについては、1)参加者全員に対する敬意、2)他者の話に耳を傾ける、3)参加者全員に発言する機会を保障する、4)発言したくない場合は、発言しない権利を認める、などの申し合わせ事項がある。他にも、コンファレンスで語られたことは、他の場所では話さないといういわゆる守秘義務もあるが、こうした決まり事の根底には、コンフリクトを対立的な形ではなく、平和的で調和的な形で解決するという考え方がある。

ただし、平和的な形での対話であるからといって、生じた損害を有耶無耶にしたり不問に付したりするのではなく、責任や義務を明確にするという側面も有し、損害を与えた者は、補償や弁済をする。この場合、補償や弁済も当事者間の話し合いによって決定される。

こうした方法を通じて行われた対話の効果は著しく、被害者、加害者双方の満足度が高く、調査の結果はほとんどが90%以上の高率を示している。

刑事司法の分野でめざましい効果を発揮している修復的司法は、国家レベルでの民族紛

争においても適用されており、南アフリカ共和国のアパルトヘイト廃止後の真実究明委員会が、旧支配層の白人と被支配層であった黒人との対話を実施したり、旧ユーゴ、東チモール、ルワンダ、ボリビア、チリなど多くの国々で実践されたりと一定の成果を示している。以上のように、修復的司法の適用範囲はマイクロレベルでの犯罪から、マクロレベルの民族紛争などに渡るまで極めて広い。

こうした適用範囲の広範性は、関与する規模のレベルに留まらず、コンフリクトの内容についても及んでおり、様々な領域において活用できると考え、学校という場における修復的司法の適用の可能性について検証することを、本研究の目的として掲げることとした。

修復的司法の学校におけるその可能性について、Braithwaite(2001)を始めとして、O'Brien(2005)や、藤岡(2005)、Roche(2006)らが言及しているが、その中でもRocheは、修復的司法に関する研究の場は将来学校が主になるであろうとさえ述べていることから、当該分野における研究の必要性を指摘することができる。

現段階では、学校における修復的対話の実践は、欧米においてもまだ多いとはいえない。その中でも米国ミネソタ州は1996年に州の児童・家族及び学習局(教育局)が「学校に修復的司法の方法を適用することによって、学校関係者が損害を修復する手段を用い問題解決法を教える」として公教育に修復的対話を導入した。このプログラムの導入後5年後の追跡調査によると、調査対象校では停学と退学の比率が27%減ったり、暴力的行動が50%減少したりというエビデンスを示している。その他には、米国ではコロラド州やペンシルバニア州、フロリダ州などの一部地域でも実践がなされなされているが、それらの取り組みは、NGOなどの民間団体が学校区と契約を結んで実施するという形態をとつ

ている。
 米国以外では、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの学校でも修復的対話を取り入れている学校があるが、イギリスと、オーストラリアでは警察官が対話を推進するファシリテーター役を務めるという特徴を有している。いずれの国においても、学校における修復的対話の取り組みの歴史は比較的浅く、1990年代中盤以降に導入されている。前述した米国ミネソタ州が1996年、オーストラリアが1994年、1999年ニュージーランド、2000年カナダ、2002年イギリスという状況である。

わが国においては、2000年代に入ってから法曹関係者を中心として、修復的司法に関する論議が活発になされるようになったが、刑事司法の分野でもまだ対話プログラムが積極的に取り入れられる段階までには至っていない。まして、学校における修復的対話の取り組みは、現在までのところ皆無といった状況であり、研究課題としても取り上げられたことはない。そういった意味では、本研究が画期的かつ開拓的であることは明らかである。

本研究の代表者は、スクールソーシャルワークの実践をわが国で初めて行うと同時に、その日本における導入のための活動を行ってきた。そうした活動の過程で、学校におけるいじめ問題等への対処法としての修復的対話の可能性に着目し、これまでに米国 Wisconsin 州 オッシュコシュでの現地調査を実施し、スクールソーシャルワーカーを始めとして校長や教員、さらに対話プログラムに参加した経験の有する複数の生徒たちに聞き取りを行った。

これらの調査を踏まえて、わが国の学校における修復的対話プログラムの有効性を探ることと、具体的な対話実践マニュアルや対話のビデオ教材を作成することの意義を痛感し、それらを実現するために研究を企図した次第である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近年刑事司法分野の分野でコンフリクト解決の方法として注目されている修復的司法の概念と方法を、わが国の学校において修復的対話として導入を図ることを目的とするものである。学校における修復的対話の取り組みは、海外においてもまだ初期的な段階にあるが、いじめを始めとして学校内で生起する様々なトラブルに対する有効な手段として拡がりつつある。わが国においては、まったく未開拓の領域であるが、修復的司法の有効性を提唱してきた被害者学、メディア文化論、及び社会福祉学(ソーシャルワーク)の研究者の協働によって、わが国における修復的モデルの構築を目的と

した。

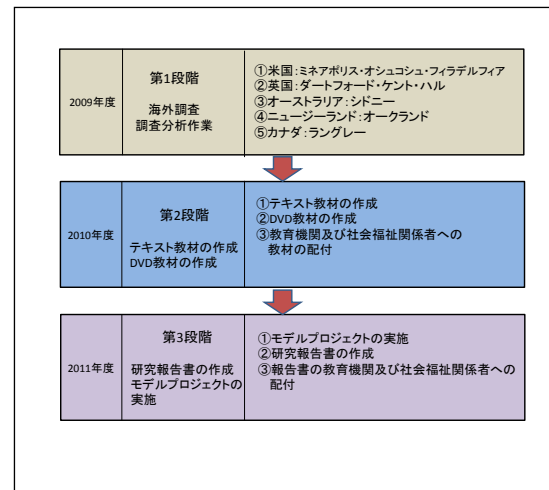
3. 研究の方法

3年間にわたる研究は以下の方法で実施した。

(1)2009年度は、海外における取り組みの実際を視察した。視察した国は、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、イギリス、カナダの5カ国である。学校における取り組みだけではなく、修復的対話の可能性を模索する手がかりとして、矯正施設や地域社会における取り組みも視察の対象とした。

(2)2010年度は、わが国においては馴染みのない修復的対話を平易に説明するための教材を、2009年度において得た知見を踏まえて作成した。教材は、テキストとDVDの2種類であるが、DVDでは修復的対話について説明だけではなく、対話場面のロールプレイを中心に構成し、実際の進行を理解する手助けとした。テキスト教材も図や絵を多用してできるだけ分かりやすいように工夫をした。作成した教材は、各地の教育委員会や社会福祉分野の研究者及び実践者に配付した。

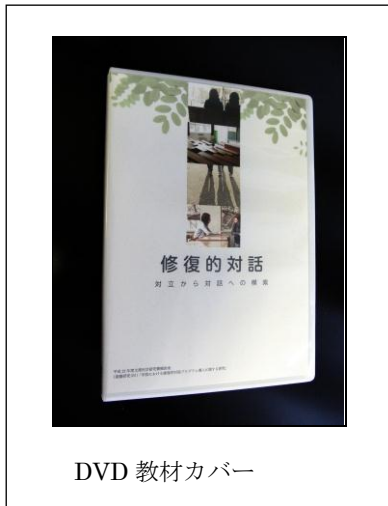
(3)2011年度は、研究のまとめとして研究報告書を作成した。これは、特に2009年度の海外での取り組みの報告に焦点を当てた内容であり、教育関係機関や社会福祉分野の研究者及び、実践者に配付した。方法の概要は、以下の図の通りである。



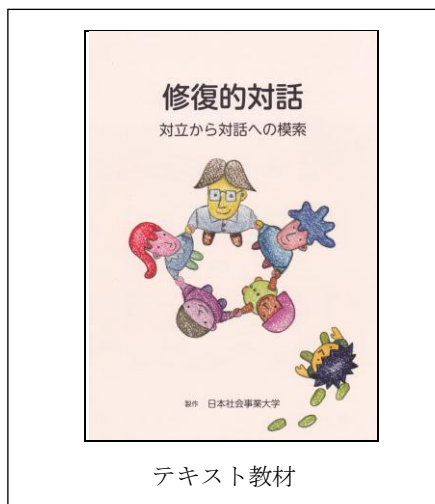
4. 研究成果

(1)わが国ではまだほとんど知られていない修復的対話を平易に説明するための教材としてDVDビデオと& テキスト教材を作成したことは、今後の修復的対話の論議と実践に先鞭をつけたという意味で画期的なことである。DVD教材にロールプレイを組み入れ、コンフリクト解決法としての修復的対話が、予備知識のない者にとってもある程度理解できるし、実践に取り入れる可能性を示唆する

ことができた。また、修復的対話の実践における理念が世界各地の地域社会に存在したトラブル解決法を源流としているという説明も、修復的対話がまったく新規な取り組みではなく、人々が本来持っている問題解決の方法であることを喚起させることとなり、実践の実現性を実感させることとなっている。



DVD 教材カバー



テキスト教材

(2) 米国・英国・オーストラリア・ニュージーランドにおける、学校における修復的対話プログラムの実際と、コミュニティにおける取り組みなどの視察をまとめた報告書を作成。学校における修復的対話の取り組みがわが国においては、まだまったく知られていないことから、実践が世界各地でなされており、しかも社会的な評価を得つつあることを周知するためには、2009 年度に視察した世界各地の学校での取り組みをレポートすることが不可欠だと考え、共同研究者および連携研究者、研究協力者らが分担して視察した国々の状況について写真を挿入し執筆した。報告書は、教育機関や研究者、社会福祉実践者を中心に配付したが、関心が高く配付希望者が続出し、印刷した部数は短時日で払底した。



報告書

(3) 本研究最終年度の 2011 年度の研究計画においては、小中学校内でモデルプロジェクトを実施することとしていたが、計画着手段階で東日本大震災が発生し、研究チーム各々が被災地支援活動等に忙殺されると同時に、学校現場でもモデルプロジェクトの提案を受け入れる余裕がなかったため、急遽計画を変更せざるを得なかった。その代わりに、岩手県で津波のために児童や家族が亡くなり、校舎も津波と火災で焼失した小学校で、被災後 3 ヶ月経った時点で、全校教員に対してコンファレンスを実施し、自らの体験を語ってもらうと同時に、今後の展望について対話の機会を持った。ファシリテーターは、研究者と研究協力者であるスクールソーシャルワーカー 2 名が務めた。教師たち自身も被災者であるにもかかわらず、3 月 11 日以降、不眠不休に近い形で児童の支援にエネルギーを傾注してきていたため、自らの思いを語る機会もないまま時を過ごしていた。したがって、コンファレンスは自らの苦しみや想念を吐露する機会となり、内面的なコンフリクトを軽減することにつながった。

また、島根県にある社会復帰促進センター（官民共同運営の刑務所）の TC（治療共同体）ユニットにおいて、受刑者に対してコンファレンスを行い、主として出所後の生活に関する課題を語り合うなど、課題を明確化するため支援を実施した。当該社会復帰促進センターの TC ユニットでは、コンファレンスがプログラムとして取り入れられていることもあって、スムーズに対話が進行したが、それは本研究による特別な成果とまではいえない。

(4) 修復的対話に関する事前情報はないにもかかわらず、それに対する関心は高く、講座

の開設や、講演会を求められる機会が出てきた。以下は、その主たるものである。

日本社会事業大学専門職大学院公開講座(2010年度 & 2011年度)。日本社会事業学校連盟研修会(2011.1月)、全国登校拒否を考える会全国合宿(2011.8月)など。

研究終了後にも、すでにいくつかの講演を依頼されており、今後さらにその機会は増えていくものと思われる。

以上、研究におけるDVD教材およびテキスト教材、さらに研究報告書と東日本大震災の被災小学校などにおける取り組みは、修復的対話の周知に大いに寄与し、学校を子どもたちにとって安全で安心な環境とする手立てとして呈示することができたと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

- ① 『スクールソーシャルワークと修復的対話』(分担執筆)山野則子他編「よくわかるスクールソーシャルワーク」pp. 88-89, ミネルバ書房, 2012.4月
- ② 『いじめ・損なわれた関係を築きなおす：修復的対話というアプローチ』(単著)、155P、学苑社、2010年8月

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下 英三郎 (Eizaburo Yamashita)
日本社会事業大学・社会福祉学研究科・特任教授
研究者番号：90350173

(2) 研究分担者

坂上 香 (Kaori Sakagami)
津田塾大学・学芸学部・准教授
研究者番号：3264200427
(H23：連携協力者)

辰野 文理
国土舘大学・法学部・教授
研究者番号：3261630620
(H22→H23：連携協力者)

(3) 連携研究者

谷口 恵子 (Keiko Taniguchi)
東京福祉大学・社会福祉学部・助教
研究者番号：50383138

栗原 拓哉 (Takuya Kurihara)
長崎純心大学・人文学部・講師
研究者番号：40460406